

呉市の街造り草創期の標石について

藤下 憲明

はじめに

呉市中心部の東側に連なる休山山系の尾根筋を歩いてみると所々に「呉軍港築造物制限区域標」と刻された標石がみられる。この標石は明治時代の中頃、当時のどかな農漁村であった呉浦に第2海軍区鎮守府と呉軍港が決定してから、呉市の街造りを始めた当時のものであることがわかった。

我が国では家屋の密集する都市の防災対策として「都市計画法」が大正8年(1919)4月に公布され、「建築基準法」の前身である「市街地建築物法」は同年4月に公布、翌年12月に施行された。

ところが呉市ではそれよりも約30余年も前から秩序ある街造りにむけての法令が制定されていたのである。呉の市街地は戦災で廃墟と化したのが、現在の市街地の骨格は明治期に造られたものである。

他都市での街造りの法令については不明であるが県内では唯一のものとみられるので、標石とそれに関連する法令などを紹介してみよう。

呉軍港築造物制限区域標石と呉港家屋建築制限法

呉軍港築造物制限区域標石は呉市の東部に連なる休山々系の尾根筋で9基と入船山記念館園内で1基確認することができた。

この標石は荒仕上げの花崗岩製で15cm角、60~80cmの高さであるが転倒しているものをみると埋込み部分を含めた全長は106cmであった。

標石の間隔は狭い所で約50m位の見通しが出来そうな位置に建立されているが、現在は樹木の繁茂で見通しはほとんど出来ない。頂部の中心には丸い凹部が刻っており両隣の標石に向かっての線が刻されている。これらから制限区域は正確な測量が行なわれこれに基づいてこの標石が建立されたものと思われるのである。

標石の銘文は1面に「呉軍港築造物制限区域標」とあり、3面に「第〇〇号」と通し番号が刻されているが、荒仕上げのうえ刻字が浅く読みづらいものもある。通し

番号の面はいずれも呉港側に向かっている。

この標石には建立年が刻されてなくいつの時代に設置されたものかと思われた。そこでこの標石に刻されている呉軍港築造物制限区域とよく似た呉港家屋建築制限法の付図(呉市市街割之図)を見てみると標石の位置が符合することがわかった。

明治19年(1886)5月4日勅令によって呉浦に第2海軍区鎮守府と呉軍港の位置が決定し、呉鎮守府の工事とともに秩序ある整然とした市街地の形成をめざして呉港家屋建築制限法が明治20年(1887)5月7日県令として公布された。

呉港築造物制限区域は3区に区分されており1区、2区は市街地部分で、呉港や市街地の周辺を取囲む山々の尾根筋までが3区とされたが、明治21年(1888)3月29日の県令で2区と3区の区界が廃止され、2区部分が拡大して3区部分はなくなった。

休山々系の尾根筋の標石は呉港家屋建築制限法による区域の境標石で、当初は3区の外周境標石であったが後に2区の境標石として存続したものとみられる。この標石は小間隔で建立されており呉港や市街地周辺の尾根筋にはこのほかに数多く残存しているものと思われる。

この呉港家屋建築制限法は村落から市街地形成の推進をするための家屋建築の規準とされたもので、現在の都市計画法や建築基準法などに相当するものであり、これらに基づいて順次市街地の建設が進んで呉浦は農漁村から軍港都市への変遷を辿っていったのである。

呉港家屋建築制限法

「呉港家屋建築制限法」は当時の市街地を構成する家屋建築の基準とされたもので、街造りの状態や家屋の構造など興味深いものがあるで参考のためにこの条文を紹介してみよう。

第1条 呉部内を分つて2区とし其各区内に設くる家屋下水等は総て本則に依り築造すべし

第2条 各区の経界及道路下水等は別紙図面の通り図面

に示さざる道路の幅員は12尺以上、道路下水は其建築を必要とする場合に臨み地図及仕様書を添へ本庁の許可を請ふべし、但民有地第1種中へ私設の道路と雖も6尺以上とすべし

第3条 家屋は満潮面より4尺以上の高さを有する地盤にあらざれば建築するを得ず、地盤の高低を測るは本庁に於て定むる測点を標準とす

第4条 家屋はなるべく煉瓦石造又は土蔵造塗家等にして家根は必ず不燃質物を用ゆべし、家屋内の床敷は地上1尺8寸以上と為すべし、第2区内は実地の景状により並家の建築を許すことあるべし

第5条 廁窩は瓷衣を有する陶器を用い其の周囲の表面は厚5寸以上の漆喰を以て漏斗状に造成し斜に廁窩に達するの構造を為すべし、第2区内は実地の景状により本条の制限を取捨することを得

第6条 廁圍及汚水流し口ちは道路に面し設く可らず

第7条 下水は煉瓦石造又は厚6寸以上の漆喰製にして底は楕円又三角形に作り淤水の溢滞せざる様注意し其表面は蓋をなすべし、第2区内は本条の制限を取捨することを得

第8条 第1区は宅地内へ汚水溜を設く可らず、廃水は煉瓦石造又は漆喰製を以て水路を設け下水に排除すべし

第9条 芥溜は直に運搬し得へき受器を用ゆべし、第2区は灰小屋等一定の芥捨場を設くことを得

第10条 煖炉其他の煙筒及煙管の煉瓦石造は厚7寸5分以上とすべし、鉄管造は木材等可燃質物より1尺以上の距離を置き其貫通すべきヶ所は周囲7寸5分以上不燃質物を以て之を隔つべし

第11条 鍛冶場製薬場其他の工場製造所は図面及仕様書を添本庁の認可を請ふべし

第12条 総て家屋は堅牢にして火災を防ぎ兼て衛生上に注意し空気の流通を能くすべし

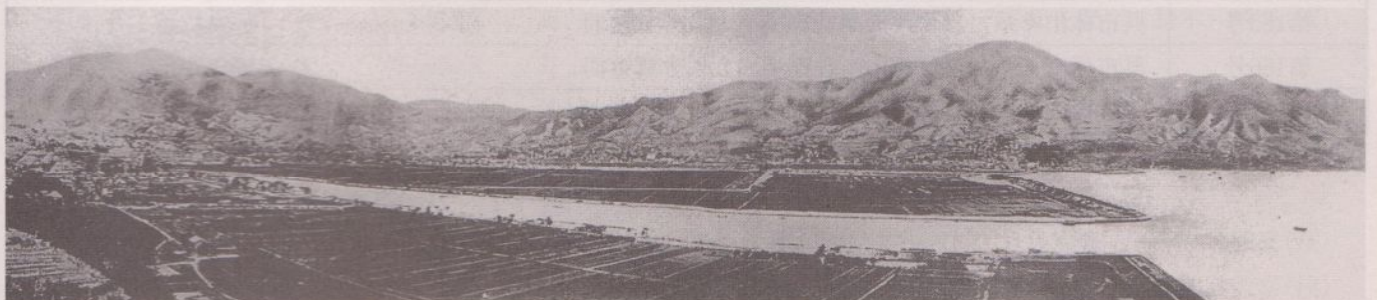
第13条 本則に違背して工事を起し又は適法の工事と雖敗類して危険の処あるときは臨時改造修理若しくは撤却を命ずることあるべし

参考文献 『法令全書』内閣官房局・
『広島県令』広島県知事官房

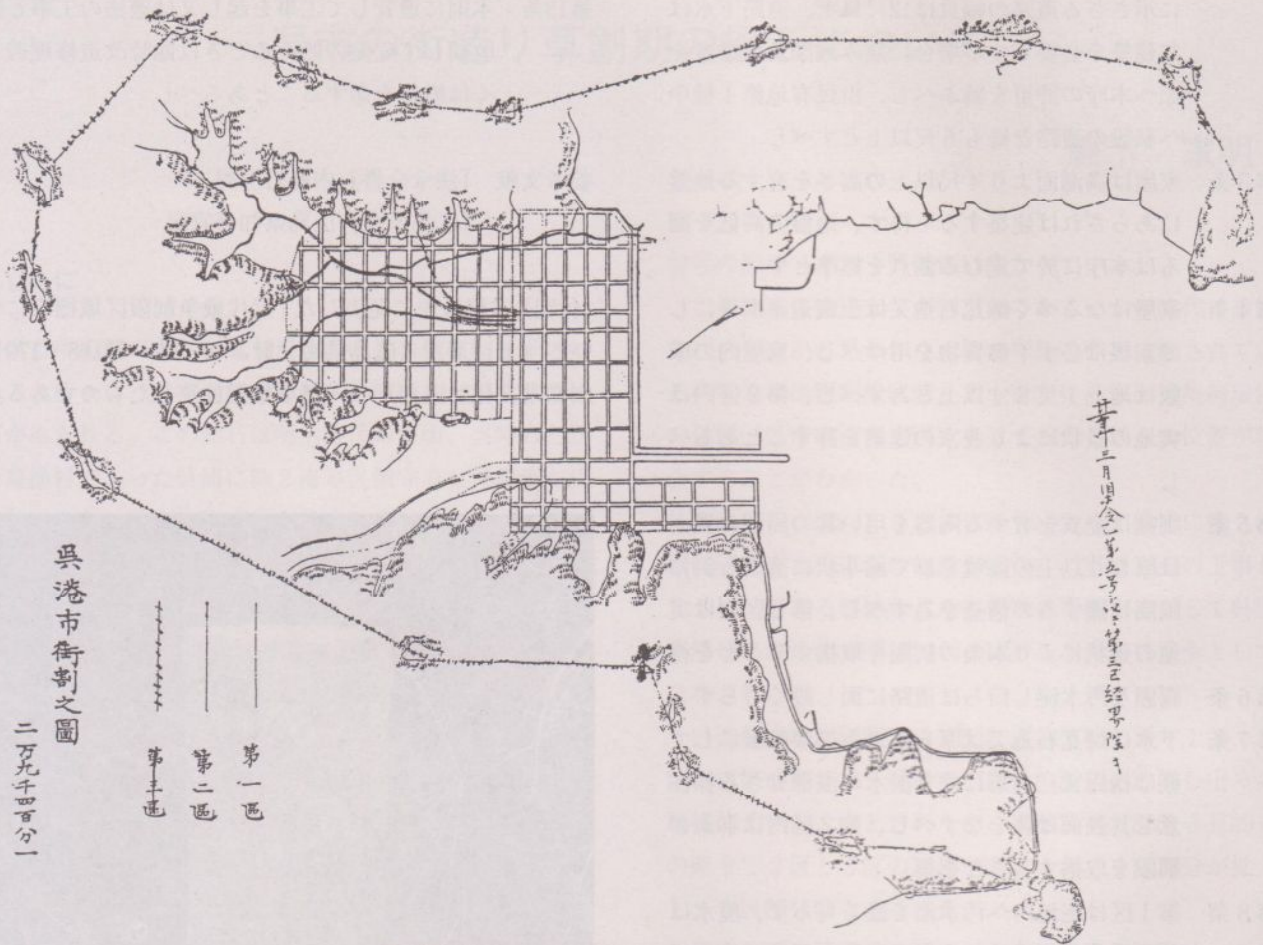
(付記) 本稿は先に発表した「近代戦争制限区域標石について(上)(下)」(広島県文化財ニュース 第168・170号 広島県文化財協会)の一部を修正加筆したものである。



呉軍港建築物制限区域標石 (第165号)



明治19年頃の呉浦 (出典：呉の歩み)



呉港市街割之図（呉軍港築造物制限区域図）

呉軍港築造物制限区域標石一覧表

標石番号	所在地	調査・典拠
第152号	呉市休山々系 登山道休山南駐車場脇	平成12年1月10日
第154号	(現在 呉市幸町 入船山記念館内)	平成13年4月8日
第155号	呉市休山々系 休山南駐車場～梅の木峠間	平成12年1月10日
第156号	呉市休山々系 休山南駐車場～梅の木峠間	平成12年1月10日
第157号	呉市休山々系 梅の木峠高天原神社脇	平成12年1月10日
第163号	呉市休山々系 日佐護山南駐車場～大入分れ道間	平成12年1月10日
第164号	呉市休山々系 日佐護山南駐車場～大入分れ道間	平成12年1月10日
第165号	呉市休山々系 日佐護山南駐車場～大入分れ道間	平成12年1月10日
第166号	呉市休山々系 日佐護山南駐車場～大入分れ道間	平成12年1月10日
第167号	呉市休山々系 日佐護山南駐車場～大入分れ道間	平成12年1月10日